

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年2月12日)

開催日及び場所			令和 7 年 1 月 14 日（火曜日） 大会議室		
委 員			折 原 博 樹（公認会計士） 田 中 健太郎（弁護士） 渡 邊 寧 子（税理士）		
審議対象期間			令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日		
審議対象案件			1 1 6 件　うち、1 者応札案件 4 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　1 件		
抽 出 案 件			1 6 件　うち、1 者応札案件 1 2 件 （抽出率 1 3 . 8 %）（抽出率 2 7 . 3 %） 契約の相手方が公益社団法人等の案件　1 件 （抽出率 1 0 0 %）		
抽出案件内訳	工事	一 般 競 争		4 件　うち、1 者応札案件　3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0 件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随 意 契 約		0 件	
	業務	一 般 競 争		4 件　うち、1 者応札案件　1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0 件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
			その他の随意契約	0 件	

	物品・役務等	一 般 競 争	8 件 うち、1 者応札案件 8 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
		指 名 競 争	該当なし
		随意契約（企画競争・公募）	該当なし
		随意契約（その他）	0 件
	（特記事項）		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回 答
		1 今回の指名停止案件は、度々起こるような案件か。（署と事業者間で）打合せができていなかったということか。	1 これまで起きたことの無い初の案件。 契約の数量や仕様等に変更が生じる場合は、事前に署の許可を受けることとなっているが、許可なく処理されたもの。
		2 令和 6 年度の災害ではそれなりの甚大な災害が起きたので対応が早かったのか、それとも予算の規模によるものか。	2 予算事情でなく復旧の優先度の観点から人家や畑などの保全対象に被害が及ぶ緊急性の高い箇所を優先的に実施している。
		3 競争入札（公共工事等）及び、競争入札（物品役務等）で落札率が50%を割っている理由は。	3 企業努力によるものと思われる。
		4 随意契約（公共工事等）において各署で依頼業者が決まっているのか。	4 林道における災害時の発注については、年度当初に事前の公募により 8 者を登録しており、そこに対し一斉に見積依頼し、その中から最低価格を提示した者と契約している。
		5 総合評価落札方式の入札執行調書にある技術評価点は複数人での決定か、満点はあるのか。また、入札価格の予定価格（金額）に対する評価値は求められているのか。	5 技術評価点は、署で審査後、局においても複数人で審査し採点している。 理論上は満点もあり得る。 技術評価点と入札価格の予定価格に対し評価点を配

		分した合計点で、最終的に落札者が決定されている。 6 耐用年数はコンクリートが長く、木製の場合、加圧防腐剤処理した木材でメーカー情報では30年以上と聞いており、工事費用については施工条件にもよるが、コンクリートと同等である。 工種の仕様は発注者側が、費用対効果等を含め慎重に判断している。 7 この業務は通常の一般競争入札なので、期間が極端に短いということではないが、アンケート結果を受けて改善している。 8 国有林のスタンスとしては増やしていきたいと考えているが、機械を所持している事業者が少なく、現状ではまだその段階ではない。調査金額の比較は予定価格を算出する上では今のところ同等程度と思われる。近年の人手不足の解消やデジタル化の推進に有効と考える。 9 治山ダムについては各種保安林機能の復旧に資するため設置しているが、溪流生態系の保全も必要であることから、地元の要望により魚道などをダム本堤に付加する形で対応してきた。しかしながら最近ではダムを設置することにより下流部への土砂流出が制限され、河床の低下を招き岩床化し産卵床の減少や、魚道では十分に生態系の維持ができないことから、本堤の改良要望へと変化してきている。改良実施後のメンテナンスは無いが、ダムの損傷や倒壊する恐れがあれば増圧等による補強を行う必要はある。
	6 木製校倉式とあるが、コンクリートの場合と木製の場合、耐用年数や費用の違いはどの程度か。また、工種の仕様決定は、発注者側（国有林）か、受注者側か。 7 一者応札（応募）の原因欄に「技術提案書等の提出まで2週間程度で短かった。」とあるが、これは、緊急を要する事業だったのか。 8 地上型3Dレーザスキャナを使用した収穫調査とあるが、今後、これは増えていくものか、機械を使わず調査した場合との比較金額、調査決定理由及び有効性はどうか。 9 溪流生態系の保全に資する工事は推奨するが、今後これらを考慮した工事となっていくのか。また、この工種の場合、施設自体が傷んでしまうこともあると思うが、ランニングコスト的にも維持費が多くかかってしまうのか。	
委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

- (注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。
- (注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に 規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。